

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容(申請用総合ソフト(3.3A))

- (1) 登記・供託オンライン申請システムのサーバに存在しない申請データについて、処理状況更新操作を実施した場合に、更新ができない申請データの一覧を表示する。
- (2) 手続中の申請データについて、処理状況表示画面から削除可能とする。
- (3) 手続中の申請データについて、登記・供託オンライン申請システムのサーバに存在しないことをログインにより確認した上で、ゴミ箱から削除可能とする。

※平成26年3月22日(土)午後7時以降バージョンアップが可能です。

このバージョンアップでは、申請書様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。

2 改修内容(申請用総合ソフト(3.4A))

- (1) 平成26年4月1日(火)からの郵便速達料・書留料の改定に伴い、成年後見登記手続に係る以下の申請書様式において、「郵送方法」欄の「普通郵便」以外を選択した場合の手数料を変更する。
 - 「登記されていないことの証明申請書(後見登記等ファイル用)」
 - 「閉鎖登記されていないことの証明申請書(閉鎖後見登記ファイル用)」
 - 「登記事項証明申請書(後見登記等ファイル用)」
 - 「閉鎖登記事項証明申請書(閉鎖後見登記ファイル用)」

※平成26年3月31日(月)午後10時以降バージョンアップが可能です。

このバージョンアップでは、上記の後見登記手続の申請書様式の更新を行うため、更新対象の申請書様式をバージョンアップ前に作成・保存したときは、申請データ送信前に最新バージョンに更新のうえ、当該申請書について「編集」又は「再利用」を指示し、様式を最新化した後に送信してください。

なお、補正書に関しては、別途不足分の手数料を納付する必要があります。

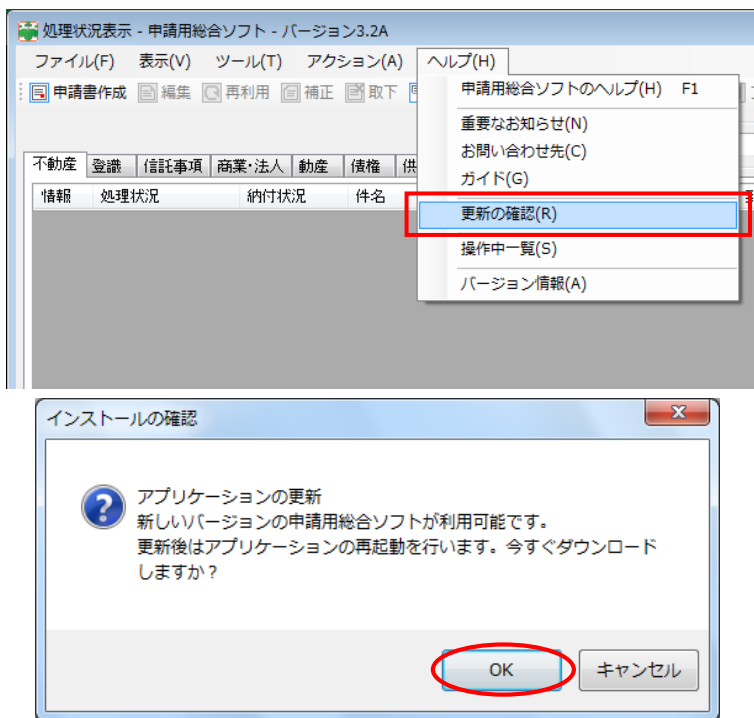
3 バージョンアップの方法

- (1) PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



- (2) バージョン3. 2A 以降の申請用総合ソフトを御利用の場合は、「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」から申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。バージョンアップ後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



※バージョン1. 3B 以降、バージョン3. 1A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」から申請用総合ソフトをバージョンアップすることができません。申請用総合ソフトを起動した際に、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。

- (3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、土日、祝日を含め24時間いつでも可能です。

バージョン1. 3B以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。